

被扶養者認定事務取扱要領

長崎県市町村職員共済組合

目次

第 1	目的	1
第 2	被扶養者認定の原則	1
第 3	用語の意義	1
第 4	被扶養者の範囲	2
第 5	扶養事実の確認が特に必要な者	2
第 6	所得の取扱い	2
第 7	被扶養者の認定基準	3
1	被扶養者として認定できない者	3
2	配偶者がいる場合の取扱い（父母等）	4
3	組合員と別居している者の認定における取扱い	4
4	共同扶養の取扱い	5
5	雇用保険法による失業給付受給者の認定における取扱い	5
6	毎月の給与収入が安定しない者の取扱い	5
第 8	認定の効力と消滅	6
第 9	被扶養者の認定及び取消しに係る手続き	7
別表 1		8
別表 2		9
別表 3		10

第1 目的

この要領は、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき、長崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）における被扶養者の認定を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 被扶養者認定の原則

被扶養者認定は、法第2条第1項第2号及び関連法令等に基づき、組合員の経済的扶養能力、認定対象者の収入、生活実態、組合員により主として生計が維持されているか又は維持される見通しであるか等について、社会通念を踏まえ総合的に判断し、認定を行う。

第3 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- 1 「子」とは、実子及び養子をいう。
- 2 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。
- 3 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。
- 4 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。
- 5 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。
- 6 「三親等内の親族」とは、別表1に掲げる三親等内の血族及び姻族をいう。
- 7 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることは要しない。
- 8 「所得」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）上の課税対象所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。

また、「年間所得」とは、暦年による所得ではなく、扶養事実が生じた日以降の恒常的な所得によって算定した金額であって、退職手当金や土地の売却収入等の一時的な所得はこれに該当しない。

- 9 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生（同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者をいう。

第4 被扶養者の範囲

被扶養者とは、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものを除く。）で、主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。）の収入により生計を維持するものをいう。

- 1 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で1に掲げる者以外のもの
- 3 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母、子及びその配偶者の死亡後におけるその父母、子で、組合員と同一世帯に属するもの

第5 扶養事実の確認が特に必要な者

18歳以上60歳未満の者で次に掲げる者以外の者については、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いため、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認する。

- 1 一般給与法第11条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者
- 2 学生
- 3 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者
- 4 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

第6 所得の取扱い

所得は、次に掲げる全ての収入金額により算定する。

- 1 給与収入等
給料、賞与、手当、賃金、報酬等の収入
- 2 次に掲げる法律に基づく公的年金等の収入
 - (1) 国民年金法
 - (2) 厚生年金保険法
 - (3) 国家公務員共済組合法
 - (4) 地方公務員等共済組合法
 - (5) 私立学校教職員共済法
 - (6) 恩給法
 - (7) 退職年金条例
 - (8) 戦傷病者戦没者遺族等援護法

- (9) 国家公務員災害補償法
- (10) 地方公務員災害補償法
- (11) 労働者災害補償保険法
- (12) 農業者年金基金法
- (13) その他の年金支給に関する法律により支給される年金給付
- 3 農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入
当該収入から次に掲げる必要と認められる経費を控除した額を所得とする。
 - (1) 必要と認められる経費
売上原価（仕入れ等）、給料、賃金、光熱給水費、修繕費、消耗品費、
その他特に組合が認めた経費
 - (2) 必要と認められない経費
減価償却費、貸倒金、借入金利子、租税公課、損害保険料、旅費交通費、
通信費、接待交際費、福利厚生費、広告宣伝費、運搬費、その他
 - (3) 弾力的に判断している経費
学習塾等（研修費・通信費）、通信販売、輸入販売、訪問販売等（旅費交
通費・通信費）、講演、実演等（旅費交通費）
- 4 預貯金利子、株式配当、有価証券利息等の収入
- 5 土地、家屋の賃貸等による不動産収入
- 6 その他、1から5に準ずる収入

第7 被扶養者の認定基準

被扶養者の認定基準を次のように定める。

- 1 被扶養者として認定できない者
 - (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者
 - (2) その者について、当該組合員以外の者が一般職給与法第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から支給されている者
 - (3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない場合
 - (4) 年間130万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であつて、その者の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者とする。
なお、所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従つて、過去においてこの金額（以下、「認定基準収入額」という。）以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。

2 配偶者がいる場合の取扱い（父母等）

認定対象者に配偶者（配偶者が組合員である場合を除く。）がいる場合は、夫婦の扶助義務の観点から、その夫婦の所得を合算額で取扱う。一方の所得が認定基準収入額未満であっても、夫婦の所得の合算額が以下の金額以上の場合は認定できない。

(1) (2)、(3) 以外の場合は、182万円とする。

$$(130万円 \times 2 \times 70\%)$$

(2) 夫婦の一方が障害を支給事由とする公的年金等の受給者又は60歳以上で公的年金等の受給者の場合は、217万円とする。

$$\{(130万円 + 180万円) \times 70\%\}$$

(3) 夫婦が共に障害を支給事由とする公的年金等の受給者又は60歳以上で公的年金等の受給者の場合は、252万円とする。

$$(180万円 \times 2 \times 70\%)$$

3 組合員と別居している者の認定における取扱い

(1) 配偶者がいない者

認定対象者に配偶者がなく、組合員と別居している者については、その者の収入額以上の援助を継続的に行っている場合に「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

なお、継続的とは、3ヶ月に1回（年4回）以上の援助を行っていることとする。

また、二世帯住宅で生活している場合、同一敷地内に別棟で生活している場合については別居しているものとして取扱う。

ただし、認定対象者の収入と援助額の合計額が月に6万円（年間72万円）未満の場合は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」としない。

(2) 配偶者がいる者（父母等）

認定対象者に配偶者があり、組合員と別居している者については、以下のとおりとする。

A 夫婦合算の収入額以上の援助をしている場合は、夫婦共に「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

B 夫婦合算の収入額の2分の1以上の援助をしている場合は、収入が少ない方を「主として組合員の収入により生計を維持する者」とする。

C 夫婦合算の収入額の2分の1以上の援助をしていない場合は、夫婦共に「主として組合員の収入により生計を維持する者」としない。

また、援助方法については、送金等の客観的に確認ができる方法とし、現金の手渡し等の客観的に確認ができない方法は認めないものとする。この場合の確認書類として、通帳の写し（口座名義人の箇所を含む。）や金融機関からの振込受領書、銀行ATMの利用明細書の写し等の添付を必要とする。

4 共同扶養の取扱い

共同扶養の場合の被扶養者の認定に関する判断基準は以下のとおりとする。

- (1) 被扶養者となる者の人数にかかわらず、年間収入の多い者の被扶養者とする。
- (2) 扶養者それぞれの年間収入が同程度の場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 年間収入が同程度であるとは、年間収入額が多い方に対し、1割未満の差であることとする。

5 雇用保険法による失業給付受給者の認定における取扱い

失業給付を受けている間は、主として組合員の収入によって生計を維持しているとは考えられないものであるが、失業給付日額が3,611円以下の場合には被扶養者の対象とする。

6 毎月の給与収入等が安定しない者の取扱い

3ヶ月平均の収入が108,333円を超えた場合には、翌月の1日から所得限度額を超えるものとして取扱う。

第8 認定の効力と消滅

1 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合

新たに組合員となった日から認定の効力が発生する。ただし、その日から30日以内に届け出がない場合は、届け出を受けた日（所属所がその被扶養者申告書を受理した日）から認定の効力が発生することとする。

2 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合

扶養事実が生じた日から認定の効力が発生する。ただし、その日から30日以内に届け出がない場合は、届け出を受けた日（所属所がその被扶養者申告書を受理した日）から認定の効力が発生することとする。

なお、扶養事実が生じた日については、次のとおりとする。

- (1) 出生のときは、出生の日
- (2) 婚姻したときは、法律上の婚姻にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情が生じた日
- (3) 会社等を退職し、被扶養者の要件を満たしているときは、その退職日の翌日
- (4) 雇用保険及び休業給付の受給が満了したときは、その満了日の翌日
- (5) 同居により被扶養者の要件を満たすこととなったときは、その同居した日
- (6) 給与収入が減少したときは、減少した給与の対象期間の初日
(ただし契約内容の変更により給与収入が減少したときは、契約内容変更の適用日)
- (7) 事業収入が減少したときは、確定申告の税務署受付日
- (8) 事業を廃止したときは、廃業日の翌日

3 被扶養者の要件を欠く者が生じた場合

被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日から消滅する。

なお、要件を欠くに至った日については、次のとおりとする。

- (1) 死亡のときは、死亡した日の翌日
- (2) 離婚したときは、事実上婚姻関係がなくなり、生計関係を共にしないこととなった日
- (3) 年金等受給開始又は年金等支給額の改定による所得限度額超過のときは、年金の裁定通知（年金証書）又は改定通知書に記載されている日
- (4) 就職により他の医療保険制度の被保険者となったときは、就職した日
- (5) 雇用保険及び休業給付を受給するときは、その受給開始日
- (6) 同居要件のある被扶養者が別居したときは、その別居した日
- (7) 後期高齢者医療制度の被保険者となったときは、被保険者となった日
- (8) 給与収入が増加したときは、増加した給与の対象期間の初日
(ただし契約内容の変更により給与収入が増加したときは、契約内容変更の適用日)

(9) 事業収入が増加したときは、確定申告の税務署受付日

第9 被扶養者の認定及び取消しに係る手続き

1 被扶養者の認定

組合員は地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第94条に規定する「被扶養者申告書」に所定内容を記入のうえ、別表2に掲げる書類を添付のうえ組合へ提出するものとする。

2 被扶養者の取消し

施行規程第94条に規定する「被扶養者申告書」に所定内容を記入のうえ、別表3に掲げる書類及び組合員被扶養者証等を添付して、組合へ提出するものとする。

附 則

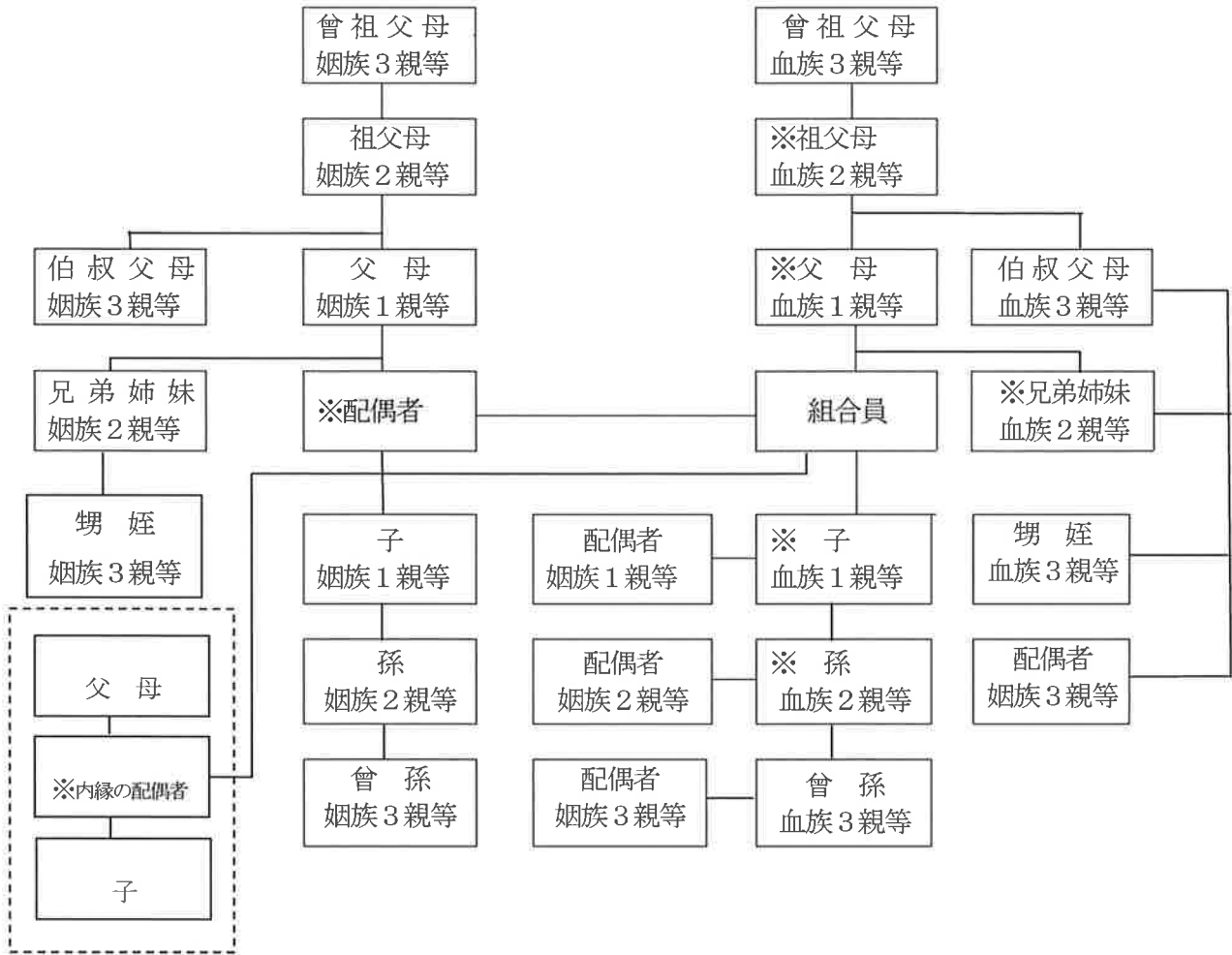
この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

別表1

【三親等内の親族】



※は、第4 被扶養者の範囲の1の該当者。※以外は組合員と同一世帯に属さなければならない。

別表2

認定手続きにおける提出書類一覧表

		扶養事実 確認書 (別紙)		給与見込証明書 (給与実績証明書)	確定申告書の写し 収支内訳書の写し	年金支払通知書又は 年金改定通知書の写し	在学証明書	住民票等
		扶養手 当有	扶養手 当無					
配偶者	無職の者		○					
	パート等収入がある者		○	○				
	事業所得がある者		○		○			
	年金収入がある者		○			○		
子 (姻族は除く)	学生(扶養手当無)						○	
	学生でない者		○					
	学生でない者 (アルバイト等収入有)		○	○				
孫・兄弟・姉妹 (姻族は除く)	学生						○	
	学生でない者		○					
	学生でない者 (アルバイト等収入有)		○	○				
(父母・祖父母 (姻族は除く))	無職の者		○					
	パート等収入がある者		○	○				
	事業所得がある者		○		○			
	年金収入がある者		○			○		
親 その他三親等以内の 族	学生						○	○
	無職の者		○					○
	パート等収入がある者		○	○				○
	事業所得がある者		○		○			○
	年金収入がある者		○			○		○
組合員と別居している者(学生)							○	
組合員と別居している者(学生以外)		[必須書類] 扶養事実確認書 送金額(仕送り額)の確認書類						
認定対象者に配偶者がいる者 (組合員の配偶者を除く)		配偶者の収入の確認書類						

※ 表のほか、認定事由によっては次の書類が必要となる。

- ・ 学生が在学証明書を提出しない場合…扶養事実確認書、送金額の確認書類
その他収入確認書類

- ・退職による場合…退職日の確認できる書類（退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、健康保険資格喪失証明書等）
 - ・雇用保険受給満了による場合…雇用保険受給資格者証両面の写し
 - ・子の認定において、配偶者が被扶養者又は組合員でない場合
…配偶者の前年又は直近の収入確認書類
 - ・婚姻による場合や、養子縁組により子を認定する場合…戸籍等
 - ・同居による場合…住民票等
 - ・事業を廃止した場合…税務署提出分の廃業届の写し
- ※ 上記添付書類のほか、必要に応じて関連資料の提出を求めることがあるものとする。

別表3

認定取消し手続きにおける提出書類一覧表

取 消 事 由	提 出 書 類 (コピー可)
就 職	就職日の確認できる書類 (雇用証明書、健康保険証の写し等)
離 婚	戸籍等
別 居	住民票等
婚 姻	戸籍等
死 亡	死亡日の確認できる書類 (死亡診断書、戸籍、住民票の写し等)
月額3,611円を超える失業給付を受給する場合	雇用保険受給資格者証両面の写し (支給開始日が確認できるもの)
給与収入が認定基準額以上となる場合	契約内容の変更が確認できる書類 給与支払証明書 (毎月分)
事業収入が認定基準額以上となる場合	確定申告書及び収支内訳書の写し
年金の受給開始又は支給額の改定により認定基準額以上となる場合	年金決定通知書の写し 年金額改定通知書の写し

※ 上記添付書類のほか、必要に応じて関連資料の提出を求めることがあるものとする。